

静岡県告示第354号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「浜松磐田信用金庫竜洋西支店」を削る。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫原島支店の項所在地の欄中「東区原島町314番地」を「東区天王町1504番地の8（天王支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫竜洋西支店の項を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、浜松磐田信用金庫竜洋西に係る改正規定は令和元年11月15日から施行する。